

国立大学法人京都大学外国人教師就業規則

(平成16年達示第74号)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、外国人教師の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において外国人教師とは、京都大学において外国語科目又は専門教育科目を担当させるに足る高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、大学との契約により法人の職員として雇用する者をいう。

(他の規則等との関係)

第3条 この規則及び労働契約に定めるもののほか、外国人教師の就業に関する事項については、就業規則の規定を準用する。ただし、同規則第9条、第11条から第13条、第15条第1項第3号、第23条及び第46条の規定は適用しない。

2 外国人教師の採用については、国立大学法人京都大学教員就業特例規則第3条第3項の規定を準用する。

(雇用契約の期間)

第4条 雇用契約の期間は、1年を超えないものとし、会計年度の中で契約する場合は、その終期を当該年度の末日とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(解雇)

第5条 外国人教師が就業規則第48条第5号に相当する非違行為を行った場合は、契約を解除する。

2 外国人教師が、私傷病により引き続き180日を超えて勤務しない場合は、契約を解除することがある。

(給与)

第6条 外国人教師には、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) 俸給
- (2) 都市手当
- (3) 通勤手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

2 外国人教師の号俸は、その者の大学卒業若しくは短期大学卒業後の経験年数をもとに、別表第1及び別表第2により決定する。

3 俸給及び都市手当の月額は、別表第3のとおりとする。

4 通勤手当の月額は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第18条の規定を準用して得られた額とする。

5 期末手当及び勤勉手当の額は、給与規程第28条から第31条までの規定を準用して得られた額とする。この場合において、役職段階別加算額の加算割合は100分の15とする。

6 前項までに掲げるもののほか、給与の支給に関する事項については、給与規程の規定を準用する。

(退職手当)

第7条 外国人教師が3年以上勤務後退職した場合にはその者に対して、又は外国人教師が在職中死亡した場合にはその遺族に対して、別に定める京都大学外国人教師退職手当支給要綱により退職手当を支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この規則の施行の日の前日において外国人教師の取扱いについて(昭和44年4月16日付け文大庶第251号文部事務次官通知)に基づく外国人教師であった者で、引き続きこの規則に基づく外国人教師となった者の、先の外国人教師として在職した期間は、この規則に基づく外国人教師として在職した期間とみなす。

別表第1 外国人教師の号俸格付基準表

| 号俸 | 大学卒業後の経験年数 | 短期大学卒業後の経験年数 |
|----|------------|--------------|
| 1 | 0年以上～2年未満 | 0年以上～5年未満 |
| 2 | 2～7 | 5～10 |
| 3 | 7～12 | 10～15 |
| 4 | 12～19 | 15～22 |
| 5 | 19～26 | 22～29 |
| 6 | 26～32 | 29～35 |
| 7 | 32～ | 35～ |

(注) 上記以外の学歴を有する者については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則別表第5の修学年数調整表により、いずれか有利な方の学歴に調整するものとする。

別表第2 経験年数換算表

| 経 歴 | | 換算率 |
|--|--|---------|
| 外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間 | 教育、研究系職員として在職した期間 | 100/100 |
| | その他の期間 | 80/100 |
| 学歴又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る) | | 100/100 |
| 民間会社の職員としての在職期間 | | 80/100 |
| 兵役期間、牧師、修道女等の期間 | | 80/100 |
| その他の期間 | 教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間 | 100/100 |
| | その他の期間 | 50/100 |

別表第3 外国人教師の俸給月額・都市手当表

| 号俸 | 俸給月額 | 都市手当 |
|----|----------|---------|
| 1 | 346,000円 | 34,600円 |

| | | |
|---|----------|---------|
| 2 | 393,000円 | 39,300円 |
| 3 | 441,000円 | 44,100円 |
| 4 | 486,000円 | 48,600円 |
| 5 | 530,000円 | 53,000円 |
| 6 | 574,000円 | 57,400円 |
| 7 | 609,000円 | 60,900円 |